

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係

復帰対策（対内）（関係省庁会議）(1)―対策室設置、対策基本方針、対策要綱案―

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43747

復歸對策基本方針

コピー 副長
 アメリカ局長 ~~副長~~
 参事官
 北米才一課長
 事務次官
 中平 書記官
 官房長
 北米才一課長

秘 録
 無 期 限
 部 の 内 号

総理府作成の沖縄復帰対策大綱(試案)

(昭45.3.12)
米北1

総理府作成の「沖縄復帰対策大綱」(試案)1部をお届けします。

岸特選局総務課長によれば、特選局は本試案を総務長官に説明済みであり、閣僚は「ほぼ」のラインで今月末には閣僚協を開きたいとされており、今週金曜日(13日)の閣議でその旨

(今月末には閣僚協を開きたいとの趣旨)を発言を考慮している趣である。

なお、同課長は、本試案は外務省への関連もあり、13日(金)の特選局との定例連絡会議で協議したいとされており、当方のコメント取り扱の中身も、取敢えず。

事務次官
 中平 書記官
 官房長
 北米才一課長

沖縄復帰対策閣僚協議会
 幹事会9用催について

昭45.3.28
米北1

3月28日 内閣審議室より、本件幹事会9用催について3次9とあり、通報越すことには、外務事務次

官9出席を要請越したと、お知らせします。審議室では準備の都合もあり、本28日中

に御出欠につき回答を得たい旨申し越し、ありますと、何方へ儀、米北1課まで御連絡

願いたいと存じます。
記

1. 日時 3月30日(月) 事務次官会議終了後
2. 場所 総理官邸 大食堂
3. 議題 沖縄復帰対策基本方針(案)について
(注) 3/1日(火) 沖縄復帰対策閣僚協議会に上申

沖繩復歸対策大綱（試案）

四五、三、一一

昨年十二月の日米首脳会談の結果、一九七二年中に沖繩の施政権がわが国に返還されることについて日米兩國政府間の基本的な合意が成立し、これを実施に移すため、今後日米兩國政府間で施政権返還協定を締結するための交渉が行われることとなり、これと併行して日米琉三政府の緊密な連絡、協議の基に復歸準備のための諸般の措置が講じられることになる。

政府は、沖繩の祖国復歸を円滑に実現し、豊かな沖繩島の建設を期するため、次の基本方針に沿って沖繩の復歸対策をすすめることとする。

一 復歸準備体制と復歸準備施策の概要

1 復歸準備体制

(1) 総理府は、復歸準備に関し、その施策の策定及びこれに関する関係省庁の意見の統合、調整、並びに施策の実施に関する関係省庁の事務の統合調整及びその推進を図るための措置を講ずるものとする。

イ 統理府におかかっている沖縄復帰対策各省庁担当官会議
(以下「担当官会議」といふ)を通じて、復帰準備に関し
各省庁の意見及び事務の調整を行なう。

ロ 担当官会議に当面行政、財政、産業経済、教育文化、社
会労働、司法法務及び地位協定関係の七部会をおき、各
部会に必要な応じて分科会を設ける。

ハ 沖縄事務所(沖縄事務局)は、復帰準備施策の実施
に関する琉球政府との連絡調整、関係資料の収集分
析その他沖縄現地における具体的実施に関する事務を行
なう。

(二) 外務省は、復帰準備に関し外交交渉を必要とする事項
についての対米協議に関する事務を主管するものとする。

イ 復帰準備に関する日米両国政府の基本的施策の調整
並びに復帰準備のための原則及び指針の決定は日米
協議委員会で行なわれることになるが、その関係事務は
外務省及び統理府が処理する。

ロ、沖縄現地でとらゆるべき復帰準備措置及びその実施についての計画に関する対米協議は準備委員会で行なわれることとなるが、その関係事務は準備委員会日本政府代表が処理する。

ニ 復帰準備施策の概要

(1) 復帰に備えて政府が行なうべき主要な準備措置は、従来の一体化施策のほか次のものがある。

イ、沖縄県及び沖縄におかれることとなる地方支分部局の設置並びに琉球政府等の職員の身分の引継ぎ

ロ、本土法令の適用

ハ、公社、公庫その他公的団体の取扱

ニ、公有財産及び米國資産の引継ぎ

ホ、通貨の切替

ヘ、行政処分、裁判等の効力の取扱

ト、各種請求権の処理

チ、地位協定の適用

(2) 復帰に伴ない政府が措置する必要がある主要な課題には、返還協定の締結のほか、次の中がある。

イ、本土法令の適用に際し、沖縄の経済社会の実態の特殊性を考慮して暫定、特例措置を講ずること。

ロ、沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための施策の推進に関する立法ニ、財政上の措置を講ずること。

(3) なお、一体化施策については、その対象を沖縄の制度全般に拡大し、次の方針でその効果的な実施の促進を図るものとする。

イ、沖縄県の設置に備えて、復帰前に本土制度に進捗して整備しておく必要がある行財政等の諸制度については、必要な準備措置を講じておくこと。

ロ、教育、社会保障のよりに、本土制度との同一性を確保する要請が特に高いものについては所要の措置を講ずること。

ハ、産業経済に関する制度については、沖縄の経済社会の実態を考慮しつつ、できる限り復帰前に本土制度に進す

いく整備するより所要の措置を講ずること。

二、公共施設等の整備については、類似県の水準を参考として計画的にその推進を図ること。

ホ、政府は、こゝらの施策を推進するため、琉球政府に対し必要な財政援助及び技術援助を行なうことと、人事交流の促進等の措置を講ずることとする。

二、復帰対策の策定及び復帰準備事務のすめ方

一、復帰対策の基本方針は沖縄復帰対策閣僚協議会の議を経て決定されるものとする。

二、総理府は、復帰準備施策を策定し、よりとするときは、担当官会議を通じて充分に関係省庁と意見の調整を図るものとし、かつ、琉球政府の意向が充分に反映されるよう適切な措置を講ずるものとする。

三、外務省は、復帰準備に関し対米協議をすめるに当り、あらかじめ協議事項について、担当官会議を活用し、総理府及び関係省庁と意見の調整を図るものとする。

4. 各府庁は沖繩に関する事務を統括する担当者を置くこととし復帰準備に関連する事務については担当官会議における調整を経てこゝを行なうこととする。

5. 復帰準備に関する琉球政府との連絡、調整、沖繩現地における関係資料の収集、調査の実施は、統理府及び沖繩事務所（沖繩事務局）を通じて行なうこととする。

三 沖繩の経済、社会の開発、発展を図るための施策

沖繩が戦後二十数年にわたりわが国の施政権の外にあったために生じた格差を是正し、かつ豊かな沖繩島の建設を期するためには、長期的な視野に立った沖繩の経済、社会の開発、発展を図るための総合的施策を策定し、こゝを計画的かつ強力に推進する必要がある。こゝのため政府は、

1. 沖繩の経済、社会の実態の特殊性を充分に考慮し、かつ長期的な見通しに立って、沖繩の経済、社会の開発、発展を図るための基本的な施策を策定するものとする。

2. 右の基本的な施策に基づき、産業基盤等社会資本の整

備充実、産業振興対策の樹立推進、生活環境施設の整備等を図ることとする。

3. 既存企業の近代化、合理化を促進するための適切な育成措置を講ずることとする。

4. こゝらの施策を計画的かつ強力に推進するために必要は立法上、財政上の措置を講ずるものとする。

四、復帰準備の目標

政府は、一九七二年中のできるだけ早い時期に沖縄の復帰を実現するため、諸般の準備措置を早急に講ずることをも、国会の議決を必要とする(イ)施政権返還協定(ロ)本土法令の適用に伴う暫定、特別措置に関する立法及び(ハ)沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための施策の推進に関する立法措置を一括して国会に提出することを基本方針とし、昭和四十五年度末を目途にその準備をすすめるものとする。

極秘

沖縄復帰対策大綱（案）

昨年十一月の日米首脳会談の結果、一九七二年中に沖縄の施政権がわが国に返還されることについて日米両国政府間の基本的な合意が成立し、これを実施に移すため、今後両国政府間で施政権返還協定を締結するための交渉が行なわれることとなり、これと併行して日米琉三政府の緊密な連絡、協議のもとで復帰準備のための諸般の措置が講ぜられることとなる。

政府は、沖縄の祖国復帰を円滑に実施し、豊かな沖縄県の建設を期するため、次の基本方針に沿って沖縄の復帰対策をすすめることとし、その推進に際しては琉球政府をはじめとする沖縄県民の民意を十分に尊重するものとする。

また、政府は、一九七二年中のできるだけ早い時期に沖縄の復帰を実現するため、諸般の準備措置を早急に講ずるとともに、国会の議決を必要とする（イ）施政権返還協定（ロ）本土法令の適用に伴う暫定、特

例措置に関する立法及び（ハ）沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための施策の推進に関する立法措置を一括して国会に提出することを基本方針としてその準備をすすめるものとする。

一 復帰準備施策の要綱

1. 復帰に備えて政府が行なうべき主要な準備措置には次のものがある。

- (1) 沖縄県及び沖縄におかれることとなる地方支分部局の設置並びに琉球政府等の職員の身分の引継ぎ準備
- (2) 本土法令の適用準備
- (3) 公社、公庫その他公的団体の取扱い
- (4) 公有財産及び米國財産の引継ぎ準備
- (5) 通貨の切替え準備
- (6) 行政処分、裁判等の効力の取扱い
- (7) 地位協定の適用準備

2. 以上の準備措置をすすめるにあたり、次の点に考慮をばらうもの

とする。

- (1) 本土法令の適用に際し、沖縄の経済、社会の実態の特殊性を考慮して暫定、特例措置を講ずること。
 - (2) 沖縄の復帰に際し、その経済、社会の開発、発展を図るための施策の推進に供する立法上、財政上の措置を講ずること。
 - (3) 施政権返還協定締結交渉の進展との調整を図ること。
3. なお施政権返還前の沖縄において、措置しておくべき施策については、次の方針でその効果的な実施の促進を図るものとする。
- (1) 沖縄県の設置に備えて、本土制度に準じて整備しておく必要がある行財政等の諸制度については、復帰前に必要な準備措置を講じておくこと。
 - (2) 教育、社会保障のように、本土制度との同一性を確保する要請が特に高いものについては、復帰前に所要の措置を講じておくこと。
 - (3) 産業経済に關する制度については、沖縄の経済、社会の実態を

考慮しつつ、できる限り復帰前に本土制度に準じて整備するよう所要の措置を講ずること。

- (4) 公共施設等の整備については、類似県の水準を参考として計画的にその推進を図ること。
- (5) これらの施策を推進するため、琉球政府に対して必要な財政援助及び技術援助を行なうとともに人事交流の促進等の措置を講ずることとする。

二 沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための施策

沖縄が戦後二十数年にわたりわが国の施政権のそとにあつたため生じた格差を是正し、かつ、豊かな沖縄県の建設を期するためには、長期的な視野に立つた沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための総合的な施策を策定し、これを計画的かつ強力に推進する必要がある。これがため、政府は、

1. 沖縄の経済、社会の実態の特殊性を充分に考慮し、かつ、長期的を見通しに立つて、沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための基

本的な施策を策定するものとする。

- 2 右の基本的な施策に基づき、産業基盤等社会資本の整備充実、産業振興対策の樹立推進、生活環境施設の整備等を図ることとする。
- 3 貯蓄企業等の近代化、合理化を促進するため適切な育成措置を講ずることとする。

- 4 これらの施策を計画的かつ強力に推進するために必要な立法上、財政上の措置を講ずるものとする。

二 復興準備のすすめ方とその体制

1 復興準備施策の策定及び推進

- (1) 復興準備施策の基本方針は沖縄復興対策協議協議会の議を経て決定されるものとする。
- (2) 復興準備施策の策定、これに関する関係省庁の意見の総括及び調整並びに施策の推進及びその実施に関する関係省庁の事務の総合調整は総理府が主管する。
- イ 総理府は沖縄復興対策各省庁担当官会議（以下「担当官会議」

という。）を通じて、復興準備に関し各省庁の意見及び事務の調整を行なう。

ロ 担当官会議に、当面、行政、財政、産業経済、教育文化、社会労働、司法法務及び地位協定関係の七部会をおき、各部会に必要に応じて分科会を設ける。

ハ 各省庁は当該の省庁に係る沖縄に関する事務を総括する担当者をおくこととし、当該省庁に係る復興準備に関連する事務については担当官会議における調整を経てこれを行なうものとする。

2 米国政府との協定

施政権返還前に沖縄において実施する復興準備施策については、その実施につき、協定相手たる米国政府との協議調整を行なう必要がある。当該協議調整は外務省が主管する。

- (1) 復興準備に関する日米両国政府の基本的施策の調整並びに復興準備のための原則及び指針の決定は日米協議委員会で行なわれ、

沖縄現地でとられるべき復帰準備措置及びその実施についての計画に関する対米協議は準備委員会で行なわれることになる。

(2) 外務省は、復帰準備に関する対米協議をすすめるにあたり、あらかじめ協議事項について、担当官会議を活用して総理府及び関係省庁と意見の調整を図るものとする。

3

復帰準備加策の実施

復帰準備に関する琉球政府との連絡調整、沖縄現地における関係資料の収集分析及び調査の実施その他沖縄現地における具体的な施策の実施に関する事務は、総理府及び沖縄事務所（沖縄事務局）を通じて行なうこととする。

授受

沖繩復帰対策大綱 修正案

四五、三、一三

昨年十一月の日米首脳会議の結果、一九七二年中に沖繩の施政権がわが国に返還されることについて日米両国政府間の基本的な合意が成立し、これを実施に移すため、今後両国政府間で施政権返還協定を締結するための交渉が行なわれることとなり、これと併行して日米琉三政府の緊密な連絡、協議のもとで復帰準備のための諸般の措置が講ぜられることとなる。

一、復帰準備の基本目標と指針

沖繩の祖国復帰は、沖繩の施政権が米國政府から日本政府に

は返還されることにより、沖繩の豊かさを具へ、

本土復帰の沖繩県民一人一人に十分な福利のみなす精神を

外務省

にも 具に意味あるものとなり、ついでに完成する。

政府は、かかる認識に基づき、豊かさを、将来は、ある沖繩県の確

固たる基礎とすべく、復帰準備の基本目標とする。

また、この目的から、政府は、復帰準備を進め、いかに、これに政府は

早急のうちに沖繩県民の民意を十分尊重するものとする。

2. 政府は、一九七二年中のできるだけ早い時期に沖繩の復帰を実施す
るため、諸般の準備措置を早急に論ずるとともに、国会の議決を必要
とする (イ) 施政権返還協定 (ロ) 本土法令の適用に伴う 暫定、特
例措置に関する立法及び (ハ) 沖繩の経済、社会の開発、発展を図る
ための施策の推進に関する立法措置を一括して国会に提出することを
基本方針とし、昭和四十五年度末を目標として、その準備をすすめるもの
とする。

この所帯を念頭に置く

外務省

二. 復帰準備施策の概要

復帰に付いては政府が行なうべき主要な準備措置には、従来の一併
他施策の付な次のものである。

- (1) 沖縄県及び沖縄におかれることとなる地方支分部局の設置並びに琉球政府等の職員の身分の引継ぎのための準備
- (2) 本土法令の適用の準備
- (3) 公社、公庫その他の公的団体の取扱い
- (4) 公有財産及び米屋資産の引継ぎ
- (5) 通貨の切替の準備
- (6) 行政処分、裁判等の効力の取扱い
- (7) 各種請求権の処理
- (8) 地位協定の適用の準備

以上の準備措置を直ぐに実行し、復帰は、この日に考慮としよう

4) 本土法令の適用に際し、沖縄の経済、社会の実態の特殊性を考慮して暫定、特例措置を講ずること。

外務省

(2) 沖縄の復帰に際し、その経済、社会の開發、發展を図るための施策の推進に関する立法上、財政上の措置を講ずること。

施政権移行協定締結交渉の準備と関係すること。

施政権移行の準備にあつては、措置しておくべき施策については、

(1) 次の方針でその効果的な実施の促進を図るものとする。
沖縄県の設置に際して、本土制度に準じて整備しておく必要がある行政財政等の新制度については、復帰前に必要な準備措置を講じておくこと。

(2) 教育、社会保障のように、本土制度との同一性を確保する要請が特に高いものについては、復帰前に所要の措置を講じておくこと。

(3) 産業経済に関する制度については、沖縄の経済、社会の実態を考慮しつつ、できる限り復帰前に本土制度に準じて整備するよう

外務省

所要の措置を講ずること。

(4) 公共施設等の整備については、類似県の水準を参考として計画的にその推進を図ること。

(5) これらの施策を推進するため、琉球政府に対して必要な財政援助及び技術援助を行なうとともに人事交流の促進等の措置を講ずることとする。

三 沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための施策

一 沖縄が戦後二十数年にわたりわが国の施政権のもとにあつたために生じた格差を是正し、かつ、豊かな沖縄県の建設を期するためには、長期的な視野に立つた沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための総合的な施策を策定し、これを計画的かつ強力に推進する必要がある。これがため政府は、

1. 沖縄の経済、社会の実態の特殊性を十分に考慮し、かつ、長期的な見通しに立つて、沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための基本的な施策を策定するものとする。

2. 右の基本的な施策に基づき、産業基盤等社会資本の整備充実、産業振興対策の樹立推進、生活環境施設の整備等を図ることとする。

3. 既存企業の近代化、合理化を促進するため適切な育成指針を講ずることとする。

4. これらの施策を計画的かつ強力に推進するために必要な立法上、財政上の措置を講ずるものとする。

四. 復帰準備の進め方とその他の体制

1. 日本政府の復帰準備策の策定

(1) 復帰対策の基本方針は沖縄復帰対策閣僚協議会の議を経て決定されるものとする。

(2) 具体的な復帰準備策の策定は、内閣府の閣僚協議会が行なう。

意見、調整中、協議及び調整は総理府が行なう。

- イ 総理府におかれては、沖縄復帰対策各省庁担当官会議（以下「担当官会議」という。）を設け、復帰準備に関し各省庁の意見及び事務の調整を行なう。
- ロ 担当官会議に、当面、行政、財政、産業経済、教育文化、社会労働、司法法務及び地位協定関係の七部会をおき、各部会に必要に応じて分科会を設ける。

外務省

2. 米政府との調整

日本政府は、施政権行使前の中絶において実施する復帰準備策については、その実施に必要と認められる米政府との協議

調整を行なう旨の意向がある。この協議調整は外務省が行なう。

イ 復帰準備に關する日米兩國政府の基本的施策の調整並びに復帰準備のための原則及び指針の決定は日米協議委員会で行なわれる。

ロ 沖縄現地でとられるべき復帰準備措置及びその実施については、その関係事務は外務省が主として調整する。

ハ 計画に關する対米協議は準備委員会で行なわれることになるが、その関係事務は準備委員会日本政府代表が処理する。

ニ 外務省は、復帰準備に關する対米協議をすすめるに当り、あらかじめ協議事項について、担当官会議を活用して総理府及び関係省庁と意見の調整を図るものとする。

特五(五) 昭和二十二年四月二十一日

沖繩復帰対策大綱 (草案)

四五、三、一、一、七

昨年十一月の日米首脳会談の結果、一九七二年中に沖繩の施政権がわが国に返還されることについて日米両国政府間の基本的な合意が成立し、これを実施に移すため、今後両国政府間で施政権返還協定を締結するための交渉が行なわれることとなり、これと併行して日米琉三政府の緊密な連絡、協議のもとで復帰準備のための諸般の措置が講ぜられることとなる。

政府は、沖繩の祖国復帰を円滑に實現し、豊かな沖繩県の建設を期すため、
 一、復帰準備の基本目標と指針 次(基本)方針に沿って沖繩の復帰
 二、沖繩の祖国復帰は、沖繩の施政権が米國政府からわが国政府
 三、に返還されることとなることと、復帰準備の進め方、および、復帰後の
 四、本島復帰の沖繩県民の不安を軽減し、復帰後の沖繩の発展を期すこと

外務省

政府は、一九七二年中のできるだけ早い時期に沖繩の復帰を實現す
 ため、諸般の準備措置を早急に講ずるとともに、国会の議決を必要
 とする (イ) 施政権返還協定 (ロ) 本土法令の適用に伴う 暫定、特
 例措置に関する立法及び (ハ) 沖繩の経済、社会の開発、発展を図る
 ための施政の推進に関する立法措置を一括して国会に提出することを
 基本方針として、昭和四十五年度末を目途に、
 一、復帰準備の進め方、および、復帰後の沖繩の発展を期すこと
 二、沖繩の祖国復帰は、沖繩の施政権が米國政府からわが国政府
 三、に返還されることとなることと、復帰準備の進め方、および、復帰後の
 四、本島復帰の沖繩県民の不安を軽減し、復帰後の沖繩の発展を期すこと

外務省

所要の措置を講ずること。
 (4) 公共施設等の整備については、類似県の水準を参考として計画的にその推進を図ること。
 (5) これらの施策を推進するため、琉球政府に対して必要な財政援助及び技術援助を行なうとともに人事交流の促進等の措置を講ずることとする。

三 沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための施策

沖縄が戦後二十数年にわたりわが国の施政権のそとにあつたために生じた格差を是正し、かつ、豊かな沖縄県の建設を期するためには、長期的な視野に立つた沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための総合的な施策を策定し、これを計画的かつ強力に推進する必要がある。これがため政府は、
 1. 沖縄の経済、社会の実態の特殊性を充分に考慮し、かつ、長期的な見通しに立つて、沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための基本的な施策を策定するものとする。

- 2 右の基本的な施策に基づき、産業基盤等社会資本の整備充実、産業振興対策の樹立推進、生活環境施設の整備等を図ることとする。
- 3 貯存企業の近代化、合理化を促進するため適切な育成措置を講ずることとする。
- 4 これらの施策を計画的かつ強力に推進するために必要な立法上、財政上の措置を講ずるものとする。

1. 復帰準備体制と復帰準備施策の概要

(1) 総理府は、復帰準備の進捗、施策の策定、これに関する関係省庁の意見の総括及び調整並びに施策の推進及びその実施に関する関係省庁の事務の総合調整を図るための措置を講ずるものとする。

四、復帰準備の進め方とその体制

1. 内務省の復帰準備策の策定及び推進

(1) 復帰準備の基本方針は沖繩復帰対策閣僚協議会の議を経て決定されるものとする。

(2)

具体的な復帰準備策の策定、これに關する関係省庁の意見、調整の総括及び調整の総理府の執行、総合調整は

- イ 総理府に於てある沖繩復帰対策各省庁担当官会議（以下「担当官会議」という。）を通じて、復帰準備に關し各省庁の意見及び事務の調整を行なう。
- ロ 担当官会議に、当面、行政、財政、産業経済、教育文化、社会労働、司法法務及び地位協定関係の七部会をおき、各部会に必要に応じて分科会を設ける。

外務省

ハ 各省庁は当該省庁に關する事務を總括する担当者選定として、当該省庁に關する復帰準備に關連する事務については、担当官会議に於ける調整を経てこれを執行するものとする。

2. 米政府との調整

内務省が、施政权を運用するに際して、復帰準備の施策については、その実施につき、施政権者たる米政府との協力を

調整を行なう必要がある。調整は外務省の執行である。

(1) 復帰準備に關する日米兩國政府の基本的施策の調整並びに復帰準備のための原則及び指針の決定は日米協議委員会で行なわれ、沖繩現地でとられるべき復帰準備措置及びその実施についての計画に關する対米協議は準備委員会で行なわれることとなる。その関係事務は準備委員会日本政府代表が処理する。

(2) 外務省は、復帰準備に關する対米協議をすすめるに當り、あらかじめ協議事項について、担当官会議を活用して総理府及び関係省庁と意見の調整を図るものとする。

3.

復帰準備施策の実施

及び調査の実施その他

沖縄事務所（沖縄事務所）は、復帰準備施策の推進に關する琉球政府との連絡調整（沖縄地方）の収集分析その他沖縄現地における具体的な施策の実施に關する事務を行なう。

沖縄事務所（沖縄事務所）の行なう

沖縄事務所（沖縄事務所）の行なう

所（沖縄事務所）を以て行なうこととする。

9.

外務省

25.3.26
コビ-特連局
満口米穀官の手紙、
コビ-に付(米穀官)
への協議(5/11)

秘
表
部の内
号

官房長 *(Signature)* 条約局長 *(Signature)* アメリカ局長 *(Signature)*
官房総務参事官 *(Signature)* 参事官 *(Signature)* 参事官 *(Signature)*
官房書記 *(Signature)* 条約課長 *(Signature)* 北米第一課長 *(Signature)*
法規課長 *(Signature)*

佐藤 参事官

沖縄復帰対策閣僚協議会に
付する沖縄復帰対策大綱案について

昭25.3.26
米北
(4ASD092)

1. 今般総理府より来月早々開催予定の
沖縄復帰対策閣僚協議会(次回
会合)に諮る沖縄復帰対策大綱
(別添)につき当省の意見を求め越し
た(他の関係各省庁にも同様意見を
求めた)ので、下記の通り修正を申
入るに依りたく申し。ス。なお、本件大綱は閣僚協議会で採択の上
格表される予定。

GA-5

2

記

(1) - 復帰準備施策の概要の1. 復帰
に備えて政府が行なうべき重要な
準備措置として、(b)「行政処分、裁判
等の効力の取扱い」の項目が挙げら
れておるところ(付2)、このような
効力の取扱いは、返還協定交渉の
結果、ハルノによるものであり、ここに



GA 6

復帰準備措置として挙げられているのは適当
でなく、また 不必要な誤解を招く

可能性も及びるので、削除 ^{する。} ~~して~~ ~~考慮~~
すべきかと考へておられる。

(2) 三. 復帰準備の寸方とその体制の
2. 米政府との協議 (1) に用いた準備
(P.6)

委が現地での復帰準備措置は、佐藤
=フソソ=コミニケ=ケの表現及び準備委

設置交換公文の表現の例に於いて、「琉
球政府に對する必要の助力を含む」とは

念のため再々明記にいたるべきと考へ
適当と考へておられる。(別添大綱案中

の書込を御参照)。

条約局長
参事官
条約課長

法規課長

北米第一課長

裁
まで

原議
丹波 邦彦
返却 45.3.30

沖縄復帰対策協議会
に付する 沖縄復帰対策大綱案

45.3.20
各条

(決定后(送))

今月末会合を予定中のいる標
記協議会の決定に付する本件整理
府作成の大綱案 別添の通り。(批10)
本件大綱案は 先の整理府が
作成した大綱草案に付する 米北1
等のコメント ~~修正~~ 修正して作成さ
れたものがある由と云ふ。大綱案

に付する 戻付玉の 戻次を通り。

(1) 復帰準備施策の概要(一 p2)

の中 復帰の備へる政府が行なう
主要な準備措置として 「行政処分
裁判等の効力の取扱い」の項目が
挙げらるゝと云ふ。このほか
効力の取扱いが 「この復帰準備措置
として挙げらるゝのは 適当でなく
又 不必要な誤解を招く可能性
もある」 削除して頂くべきものと考
へらる。

(2) P.6の「米國政府との協議」
の項の中の(1) 準備表の現地
との復帰準備措置は、佐藤＝クソ
＝ケの表現及び、準備表設置文
の公文の表現の例として、「琉球政府
に対する必要な助力を含む」とも
念の字再び明らかならなくとも
適当と考へらる。(別添大綱集中
の書込み参照)

極 秘

沖繩復帰対策大綱(案)

昨年十一月の日米首脳会談の結果、一九七二年中に沖繩の施政権がわが国に返還されることについて日米両国政府間の基本的な合意が成立し、これを実施に移すため、今後両国政府間で施政権返還協定を締結するための交渉が行なわれることとなり、これと併行して日米琉三政府の緊密な連絡、協議のもとで復帰準備のための諸般の措置が講ぜられることになる。

政府は、沖繩の祖国復帰を円滑に実施し、豊かな沖縄県の建設を期するため、次の基本方針に沿って沖繩の復帰対策をすすめることとし、その推進に際しては琉球政府をはじめとする沖縄県民の民意を充分に尊重するものとする。

また、政府は、一九七二年中のできるだけ早い時期に沖繩の復帰を実現するため、諸般の準備措置を早急に講ずるとともに、国会の議決を必要とする (イ) 施政権返還協定 (ロ) 本土法令の適用に伴う暫定、特

例措置に関する立法及び (イ) 沖繩の経済、社会の開発、発展を図るための施策の推進に関する立法措置を一括して国会に提出することを基本方針としてその準備をすすめるものとする。

一 復帰準備施策の概要

1. 復帰に備えて政府が行なうべき主要な準備措置には次のものがある。

- (1) 沖縄県及び沖縄におかれることとなる地方支分部局の設置並びに琉球政府等の職員身分の引継ぎ準備
- (2) 本土法令の適用準備
- (3) 公社、公庫その他公的団体の取扱い
- (4) 公有財産及び米国籍歴の引継ぎ準備
- (5) 通貨の切替え準備
- (6) 行政処分、裁判等の効力の取扱い
- (7) 地位協定の適用準備

2. 以上の準備措置をすすめるにあたり、次の点に考慮をけらうもの

特選
心認

とする。

- (1) 本土法令の適用に際し、沖縄の経済、社会の実態の特殊性を考慮して暫定、特例措置を講ずること。
- (2) 沖縄の復帰に關し、その経済、社会の開発、発展を図るための施策の推進に關する立法上、財政上の措置を講ずること。
- (3) 施政権返還協定締結交渉の進展との調整を図ること。
なお施政権返還前の沖縄において、措置しておくべき施策については、次の方針でその効果的な実施の促進を図るものとする。
 - (1) 沖縄県の設置に備えて、本土制度に準じて整備しておく必要がある行財政等の諸制度については、復帰前に必要な準備措置を講じておくこと。
 - (2) 教育、社会保障のように、本土制度との同一性を確保する要請が特に高いものについては、復帰前に所要の措置を講じておくこと。
 - (3) 産業経済に關する制度については、沖縄の経済、社会の実態を

考慮しつつ、できる限り復帰前に本土制度に準じて整備するよう所要の措置を講ずること。

- (4) 公共施設等の整備については、類似県の水準を参考として計画的にその推進を図ること。
- (5) これらの施策を推進するため、琉球政府に対して必要な財政援助及び技術援助を行なうとともに人事交流の促進等の措置を講ずることとする。

二 沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための施策

沖縄が戦後二十数年にわたりわが国の施政権のそとにあつたために生じた格差を是正し、かつ、豊かな沖縄県の建設を期するためには、長期的な視野に立つた沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための総合的な施策を策定し、これを計画的かつ強力に推進する必要がある。これがため、政府は、

1. 沖縄の経済、社会の実態の特殊性を充分に考慮し、かつ、長期的な見通しに立つて、沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための基

本格的な施策を策定するものとする。

2. 右の基本的な施策に基づき、産業基盤等社会資本の整備充実、産業振興対策の樹立推進、生活環境施設の整備等を図ることとする。

3. 財源確保の近代化、合理化を促進するため適切な育成措置を講ずることとする。

4. これらの施策を計画的かつ強力に推進するために必要な立法上、財政上の措置を講ずるものとする。

復帰準備のすすめ方とその体制

1. 復帰準備施策の策定及び推進

(1) 復帰準備施策の基本方針は沖縄復帰対策協議協議会の議を経て決定されるものとする。

(2) 復帰準備施策の策定、これに関する関係省庁の意見の結括及び調整並びに施策の推進及びその実施に関する関係省庁の事務の総合調整は総理府が主管する。

イ 総理府は沖縄復帰対策各省庁担当官会議（以下「担当官会議」

という。）を設け、復帰準備に関し各省庁の意見及び事務の調整を行なう。

ロ 担当官会議に、当面、行政、財政、産業経済、教育文化、社会労働、司法法務及び地位協定関係の七部会をおき、各部会に必要に応じて分科会を設ける。

ハ 各省庁は当該の省庁に係る沖縄に関する事務を総括する担当者をおくこととし、当該省庁に係る復帰準備に関連する事務については担当官会議における調整を経てこれを行なうものとする。

2. 米政府との調整

施政権返還前に沖縄において実施する復帰準備施策については、その実施につき、施政権者たる米政府との協議調整を行なう必要があり、当該協議調整は外務省が主管する。

(1) 復帰準備に関する日米両国政府の基本的施策の調整並びに復帰準備のための原則及び指針の決定は日米協議委員会で行なわれ、

琉球政府の十分な助力を含む

基本原則

① 協議

沖縄現地でとられるべき復帰準備措置及びその実施についての計画に関する対米協議は準備委員会で行なわれることになる。

(2) 外務省は、復帰準備に関する対米協議をすすめるにあたり、あらかじめ協議事項について、担当官会議を活用して総理府及び関係省庁と意見の調整を図るものとする。

3

復帰準備加策の実施

復帰準備に関する琉球政府との連絡調整、沖縄現地における関係資料の収集分析及び調査の実施その他沖縄現地における具体的な施策の実施に関する事務は、総理府及び沖縄事務所（沖縄事務局）を通じて行なうこととする。

85 五-31 (内務協) 極秘

沖繩復帰対策の基本方針（案）

昨年十一月の日米首脳会談の結果、一九七二年中に沖繩の施政権がわが国に返還されることについて日米両国政府間の基本的な合意が成立し、これを実施に移すため、今後両国政府間で施政権返還協定を締結するための交渉が行なわれることとなり、これと併行して日米琉三政府の緊密な連絡、協議のもとで復帰準備のための諸般の措置が講ぜられることとなる。

政府は、沖繩の祖国復帰を円滑に実現し、豊かな沖繩県の建設を期するため、次の基本方針に沿って沖繩の復帰対策をすすめることとし、その推進に際しては琉球政府をはじめとする沖繩県民の民意を十分に尊重するものとする。

一 復帰準備体制と復帰対策の概要
1. 復帰準備体制

(1) 総理府は、復帰準備施策の策定、これに関する関係省庁の意見の総括及び調整並びに施策の推進及びその実施に関する関係省庁の事

務の総合調整を主管する。

総理府におかれている沖繩復帰対策各省庁担当官会議（以下「担当官会議」という。）に当面、行政、財政、産業経済、教育文化、社会労働、司法法務及び地位協定関係の七部会をおき、各部会に必要に応じて分科会を設ける。

沖繩事務所は、復帰準備に関し、琉球政府との連絡調整、沖繩現地における関係資料の収集分析及び調査の実施その他具体的な施策の実施に関する事務を行なう。

(2) 外務省は、施政権返還前に沖繩において実施する復帰準備施策のうち、その実施につき施政権者たる米国政府との協議調整を行なう必要があるものについて、当該協議調整に関する事務を主管する。

復帰準備に関する日米両国政府の基本的施策の調整並びに復帰準備のための原則及び指針の決定は日米協議委員会で行なわれ、この原則及び指針に従い、沖繩現地でとられるべき復帰準備措置及びその実施についての計画に関する対米協議は準備委員会で行なわれる。

2 復帰対策の概要

(1) 復帰に備えて政府が行なうべき主要な準備措置には次のものがある。

- イ 沖縄県及び沖縄におかれることとなる地方支分部局等の設置並びに琉球政府等の職員の身分の引継ぎ準備
- ロ 本土法令の適用準備
- ハ 公社、公庫その他公的団体の取扱い
- ニ 公有財産及び米国資産の引継ぎ準備
- ホ 通貨の切替準備
- ヘ 地位協定の適用準備

(2) 以上の復帰対策をすすめるにあたり、次の点に考慮を払うものとする。

- イ 本土法令の適用に際し、沖縄の経済、社会の実態の特殊性を考慮して必要に応じ暫定特例措置を講ずること。
- ロ 沖縄の復帰に関し、その経済、社会の開発、発展を図るための

施策の推進に関する立法上、財政上の措置を講ずること。

ハ 施政権返還協定締結交渉の進展との調整を図ること。

(3) なお、施政権返還前の沖縄において措置しておくべき施策については、次の方針でその効果的な実施の促進を図るものとする。

イ 沖縄県の設置に伴って、本土制度に準じて整備しておく必要がある行財政等の諸制度については、復帰前に必要な準備措置を講じておくこと。

ロ 教育、社会保障のように、本土制度との同一性を確保する要請が特に高いものについては、復帰前に所要の措置を講じておくこと。

ハ 産業経済に関する制度については、沖縄の経済、社会の実態を考慮しつつ、できる限り復帰前に本土制度に準じて整備するよう所要の措置を講ずること。

ニ 公共施設等の整備については、沖縄の経済、社会の実情、整備の緊要性を勘案しつつ、類似県の水準等を参考として計画的にそ

の推進を図ること。

ホ これらの施策を推進するため、琉球政府に対して必要な財政援助及び技術援助を行なうとともに人事交流の促進等の措置を講ずることとする。

三 沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための施策

沖縄が戦後二十数年にわたりわが国の施政のそとにあつたために生じた格差を是正し、かつ、豊かな沖縄県の建設を期するためには、長期的な視野に立つた沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための総合的な施策を策定し、これを計画的かつ効率的に推進する必要がある。これがため、政府は、

1 沖縄の経済、社会の実態の特殊性を十分に考慮し、かつ、長期的な見通しに立つて、沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための基本的な施策を策定するものとする。

2 右の基本的な施策に基づき、産業基盤等社会資本の整備充実、産業振興対策の樹立推進（既存企業の近代化、合理化を促進するための適

切な育成措置を含む。）、生活環境施設、福祉施設及び文教施設等の整備を図ることとする。

3 これらの施策を計画的かつ効率的に推進するために必要な立法上、財政上の措置を講ずるものとする。

ニ 復帰対策の策定及び復帰準備事務のすすめ方

1 復帰対策の重要問題については沖縄復帰対策協議会の議を経て決定されるものとする。

2 総理府は、復帰対策の策定にあたり、担当官会議を通じて関係省庁と意見及び事務の調整を図るものとする。

3 外務省は、復帰準備に関する対米協議をすすめるに当り、あらかじめ協議事項について、担当官会議を活用して総理府及び関係省庁と意見の調整を図るものとする。

4 各省庁は当該省庁に係る沖縄に関する事務を総括する担当者を置くこととし、当該省庁に係る復帰準備に関連する事務については担当官会議における調整を経てこれを行なうものとする。

5. 復帰準備に関する琉球政府との連絡調整、沖縄現地における関係資料の収集分析及び調査の実施その他沖縄現地における具体的な施策の実施に関する事務は、総理府及び沖縄事務所を通じて行なうものとする。

四 復帰準備の目標

政府は、一九七二年中のできるだけ早い時期に沖縄の復帰を実施するため、諸般の準備措置を早急に講ずるとともに、国会の議決を必要とする (イ) 施政権返還協定 (ロ) 本土法令の適用に伴う暫定特例措置に関する立法及び (ハ) 沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための施策の推進に関する立法措置を一括して国会に提出することを目標としてその準備をすすめるものとする。

写 部

文書課長		高 裁 案 (分類)	
大 臣	主 管	起案 昭和45年3月30日	別添 日 極 排
政務次官	アメリカ局長	決裁 昭和45年3月30日	
事務次官	参事官	起案者 柳 電話番号 446	
外務審議官	北米第一課長		
官房長	主任		
官房総務参事官	条約局長		
官房書記	参事官		
	条約課長		
	法規課長		
下記の件に関し高裁を仰ぎます			
件名 沖縄復帰政策の基本方針について			
本件「沖縄復帰政策の基本方針」(案)			
について、本30日の沖縄復帰政策関係協議会幹事会において決定を仰			
ぐ、明31日本記関係協議会			
GA-1 注意	決裁後直ちに写一通を文書課へ回付すること	外務省	回覧番号 634
3/31 72 (臨時係)			

2

の決定を得た上、同31日の関係
 に、内閣府長官と外務長官の共同
 請願として提出することになり、
 内閣府長官、外務長官の
 2、計帳の2通り作業決定中である。

GA-4

外務省

(内閣請議案)

内閣総理大臣 宛

内閣総理大臣

外務大臣

(件名) 沖縄復帰計画の基本方針

127112

(本文) 標記の通り、訂正ありとあり内閣

を求めます。

極秘

三島國派の
百次会
事及報告
沖繩復帰対策の基本方針(案)

昨年十一月の日米首脳会談の結果、一九七二年中に沖繩の施政権がわが国に返還されることについて日米両国政府間の基本的な合意が成立し、これを実施に移すため、今後両国政府間で施政権返還協定を締結するた
めの交渉が行なわれることとなり、これと併行して日米琉三政府の緊密な連絡、協議のもとで復帰準備のための諸般の措置が講ぜられることとなる。

政府は、沖繩の祖国復帰を円滑に実現し、豊かな沖縄県の建設を期するため、次の基本方針に沿って沖繩の復帰対策をすすめることとし、その推進に際しては琉球政府をはじめとする沖縄県民の民意を充分に尊重するものとする。

復帰準備体制と復帰対策の概要

(1) 総理府は、復帰準備施策の策定、これに関する関係省庁の意見の
総括及び調整並びに施策の推進及びその実施に関する関係省庁の事

務の総合調整を主管する。

総理府におかれては、沖繩復帰対策各省庁担当官会議(以下「担当官会議」という。)に当面、行政、財政、産業経済、教育文化、社会労働、司法法務及び地位協定関係の七部会をおき、各部会に必要に応じて分科会を設ける。

沖繩事務所は、復帰準備に関し、琉球政府との連絡調整、沖縄現地における関係資料の収集分析及び調査の実施その他具体的な施策の実施に関する事務を行なう。

(2) 外務省は、施政権返還前に沖繩において実施する復帰準備施策のうち、その実施につき施政権者たる米国政府との協議調整を行なう必要があるものについて、当該協議調整に関する事務を主管する。

復帰準備に関する日米両国政府の基本的施策の調整並びに復帰準備のための原則及び指針の決定は日米協議委員会で行なわれ、この原則及び指針に従い、沖縄現地でとられるべき復帰準備措置及びその実施についての計画に関する対米協議は準備委員会で行なわれる。

2 復帰対策の概要

(1) 復帰に備えて政府が行なうべき主要な準備措置には次のものがある。

イ 沖縄県及び沖縄におかれることとなる地方支分部局等の設置並びに琉球政府等の職員の身分の引継ぎ準備

ロ 本土法令の適用準備

ハ 公社、公庫その他公的団体の取扱

ニ 公有財産及び米留資産の引継ぎ準備

ホ 通貨の切替準備

ヘ 地位協定の適用準備

(2) 以上の復帰対策をすすめるにあたり、次の点に考慮を払うものとする。

イ 本土法令の適用に際し、沖縄の経済、社会の実態の特殊性を考慮して必要に応じ暫定特別措置を講ずること。

ロ 沖縄の復帰に関し、その経済、社会の開発、発展を図るための

施策の推進に関する立法上、財政上の措置を講ずること。

ハ 施政権返還協定締結交渉の進展との調整を図ること。

(3) なお、施政権返還前の沖縄において措置しておくべき施策については、次の方針でその効果的な実施の促進を図るものとする。

イ 沖縄県の設置に備えて、本土制度に準じて整備しておく必要がある行財政等の諸制度については、復帰前に必要な準備措置を講じておくこと。

ロ 教育、社会保険のように、本土制度との同一性を確保する要請が特に高いものについては、復帰前に所要の措置を講じておくこと。

ハ 産業経済に関する制度については、沖縄の経済、社会の実態を考慮しつつ、できる限り復帰前に本土制度に準じて整備するよう所要の措置を講ずること。

ニ 公共施設等の整備については、沖縄の経済、社会の実情、整備の緊要性を勘案しつつ、類似県の水準等を参考として計画的にそ

の推進を図ること。

ホ これらの施策を推進するため、琉球政府に対して必要な財政援助及び技術援助を行なうとともに人事交流の促進等の措置を講ずることとする。

二 沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための施策

沖縄が戦後二十数年にわたりわが国の施政権のもとにあつたために生じた格差を是正し、かつ、豊かな沖縄県の建設を期するためには、長期的な視野に立つた沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための総合的な施策を策定し、これを計画的かつ効率的に推進する必要がある。これがため、政府は、

1. 沖縄の経済、社会の実態の特殊性を充分に考慮し、かつ、長期的な見通しに立つて、沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための基本的な施策を策定するものとする。

2. 右の基本的な施策に基づき、産業基盤等社会資本の整備充実、産業振興対策の樹立推進（既存企業の近代化、合理化を促進するための適

切な育成措置を含む。）、生活環境施設、福祉施設及び文教施設等の整備を図ることとする。

3. これらの施策を計画的かつ効率的に推進するために必要な立法上、財政上の措置を講ずるものとする。

三 復帰対策の策定及び復帰準備事務のすすめ方

1. 復帰対策の重要問題については沖縄復帰対策協議会の議を経て決定されるものとする。

2. 総理府は、復帰対策の策定にあたり、担当官会議を遂じて関係省庁と意見及び事務の調整を図るものとする。

3. 外務省は、復帰準備に関する対米協議をすすめるに当り、あらかじめ協議事項について、担当官会議を活用して総理府及び関係省庁と意見の調整を図るものとする。

4. 各省庁は当該省庁に係る沖縄に関する事務を総括する担当者置くこととし、当該省庁に係る復帰準備に関連する事務については担当官会議における調整を経てこれを行なうものとする。

5. 復帰準備に関する琉球政府との連絡調整、沖縄現地における関係資料の収集分析及び調査の実施その他沖縄現地における具体的な施策の実施に関する事務は、総理府及び沖縄事務所を避けて行なうものとする。

四 復帰準備の目標

政府は、一九七二年中のできるだけ早い時期に沖縄の復帰を実現するため、諸般の準備措置を早急に講ずるとともに、国会の議決を必要とする (イ) 施政権返還協定 (ロ) 本土法令の適用に伴う暫定特例措置に関する立法及び (ハ) 沖縄の経済、社会の開発、発展を図るための施策の推進に関する立法措置を一括して国会に提出することを目標としてその準備をすすめるものとする。

秘密表示 (未印)

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	1	1	子
付	2	子	
別			

発送日 昭和45年4月 4日
 処理日
 発信 120 タイプ 校査

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公 信 番 号 米北1第 417号 公 信 昭 和 昭 和 45年 4月 3日
 日 付

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	起案 昭和 45年 4月 2日 起案者 吉川 電話番号 445
---	-------------------------------	------------------------------------

協議先

受信者 在米 下田大使
 発信者 愛知大臣

写送付先 (希望発送日) 月 日

件 名 沖縄復帰対策の基本方針テキストの送付

GA-2 3 外務省 60 回覧番号

* [Redacted]

米北1才 417号
昭和45年 4月 3日

在 米 大 使 殿

外 務 大 臣

(件名)

沖縄復帰対策の基本方針テキストの送付

引用公・電信
日付・番号

去る3月31日閣議決定に至る沖縄復帰対策の基本方針テキスト1部、参考資料として別添送付す。

付属添付
 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)

(※印は文書課記入)

GA-2-1 外務省